

ベトナム会計・税務

通達 133/2016/TT-BTC 号の新規定：中小企業（SME）に対する会計制度

2016年8月26日、財務省は、中小企業（SME）に対する会計制度のガイダンスに関する通達 133/2016/TT-BTC 号を発行した。SME 会計制度の主要内容に以下の変更点がある。

- 売上の計上基準を国際基準へ変更；貸付金と投資不動産の損失評価を適切な勘定科目に分類；有価証券を用途により満期保有目的有価証券と売買目的有価証券を分類。
- 取引の形式よりも実態を重視。
- 会計と税務を区別し、企業の管理、運営の要求に対応。
- 会計帳簿の記録方法と決算書の表示方法を区別。
- 規定の条件を満たす場合、会計帳簿の通貨を自己決定が可能。

通達 133/2016/TT-BTC 号は、2016年9月30日付の決定書 48/2006/QD-BTC 号の補足文書であり、2017年01月01日より有効となる。

付加価値税（VAT）の計算方法の変更時点に関するガイダンス

2016年08月10日、税務総局はオフィシャルレター3552/TCT-KK 号を発行した。内容は以下の通りである。

VAT の申告方法として控除法を適用する企業で、2016年04月30日までに書式 06/GTGT 号を税務機関へ提出していない場合、2016年06月01日から直接申告方法に切り替えなければならない。

清算時の資産売却に関する VAT と必要な証票に関する案内

2016年06月10日、ホーチミン市の税務局は、オフィシャルレター5364/CT-TTHT 号を発行した。内容は以下の通りである。

- 100%外資企業が衣服の加工輸出の事業を営んでおり、VAT 控除法での申告を実施する場合、通常、会社は衣服の加工輸出のみであるため、商業インボイスを使用する。ただし会社を解散し、資産を売却する場合、VAT インボイスを使用しなければならない。VAT 税率は、販売商品の種類により異なる（例：工場、機械・設備は10%等）。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491

- 非課税区域内の企業（加工輸出企業）に対して資産を売却する場合であって、通達第219/2013/TT-BTC号の第9条2項に定める条件（契約書、インボイス、通関申告書及び銀行取引明細書を完備）を満たす場合、VAT0%を適用する。

一時輸出品のVATに関する案内

2016年06月10日、ホーチミン市税務局は、オフィシャルレター第5387/CT-TTHT号を発行した。内容は以下の通りである。

会社が外国から製品を一時的に輸入し、加工後、輸出する場合、VAT非課税対象として扱われる。VATインボイス発行の際、VAT税率と税金を記入しない。会社は、一時輸入品の営業活動に関わる製品・サービスの仕入VAT税金を申告・控除してはならない。一時輸入品の売上をVAT課税商品（税率0%）として申告し、営業活動に関わる製品・サービスの仕入VAT税金を申告・控除することは不正とみなされる。誤ってVAT課税商品（税率0%）として申告した場合、通達第156/2013/TT-BTC号の第10条5項の定めに基づき、会社は、VAT非課税商品の売上を調整するとともに、VAT0%課税商品の売上を調整し、規定通り申告を間違えた月に申告・控除した仕入VATの調整をしなければならない。

付加価値税法、特別消費税及び税務管理法を修正・追加する政令第100/2016/ND-CP号通達

2016年08月12日、財務省は、付加価値税法、特別消費税及び税務管理法を修正・追加する政令第100/2016/ND-CP号の案内通達を発行した。主な内容は以下の通りである。

付加価値税 (VAT) :

- 2016年07月以前（月次申告の場合）、又は2016年度の第3四半期以前（四半期ごとの申告の場合）に生じた未控除の仕入VATは、通達219/2013/TT-BTCに定めた税務還付の条件を満たした場合、還付が認められる。
- 輸出製品・サービスのVAT還付：未控除の仕入VATが3億VND以上の場合、還付が認められる。
 - 企業は、輸出製品・サービス及び国内販売製品・サービスがある場合、輸出製品・サービスの仕入VATを個別に計上しなければならない。個別計上できない場合、輸出製品・サービスの仕入VATは、還付申請期間の製品・サービス総売上高に対する輸出製品・サービスの売上高の比率で算定される。
 - 国内販売の製品・サービスの売上VATを相殺した後の輸出製品・サービスの仕入

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 8 3930 5491

VIETNAM BUSINESS NEWS

VATが3億VND以上の場合、輸出製品・サービスの仕入VATは還付される。輸出製品・サービスの還付可能なVATは、輸出製品・サービスの売上高の10%を超えてはいけない。

税務管理：

2016年7月01日より、延滞税率は0.03%/日を適用する。

本通達は、2016年7月01日より有効となる。

コンサルティング契約に付随する出張費に対する外国契約者税(FCT)の計算について

2016年08月10日、税務総局は、オフィシャルレター3572/TCT-CS号を発行した。

ベトナム企業が外国企業(外国契約者)との間に、会社のプロジェクトに向けた技術的コンサルティング又は管理サービスを提供する契約を有する場合、契約の想定サービス料の他、ベトナム企業が負担する証票のある実費(航空券、宿泊代...)は、ベトナム国内外問わず、ベトナムにおけるFCT(VAT及び法人所得税)の対象となる。

外国契約者がベトナムにおけるコンサルティングサービスを実施するために派遣する外国専門家は、ベトナム法令に基づき、個人所得税を納税する義務がある。

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnamは、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnamまでご連絡ください。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491